

自転車運転者講習の概要

1. 概要

自転車の運転による交通の危険を防止するための講習(自転車運転者講習)制度は、自転車の交通ルール遵守を徹底するため、自転車の運転に関し一定の違反行為(危険行為)を3年以内に2回以上反復して行った者に対し、都道府県公安委員会が講習の受講を命ずるもの。

2. 対象

自転車を運転して信号無視等の危険行為(15 類型)を行い、交通違反として取締りを受けた人又は、交通事故を起こして送致された人。

ただし、3年以内に違反又は事故を合わせて2回以上反復して行った場合で、都内だけの取締り等に限らない。

《事例》

都内で一時停止違反をして、交通違反として交通切符により取締りを受け、その後3年以内に都道府県で信号無視が原因となる交通事故を起こし送致された場合など。

3. 受講命令

都道府県公安委員会が、対象者に対し自転車運転者講習受講命令書を交付し、3ヶ月以内に自転車運転者講習を受けるべき旨を命ずるもの。

4. 受講時間・手数料

3時間 6,000円

5. 受講命令に従わなかった場合

5万円以下の罰金

6. 危険行為 15 類型

- ・ 信号無視 ・ 通行禁止違反 ・ 歩行者用道路徐行違反 ・ 通行区分違反
- ・ 路側帯進行方法違反 ・ 遮断踏切立入り ・ 交差点安全進行義務違反等
- ・ 交差点優先車妨害等 ・ 環状交差点安全進行義務違反等 ・ 指定場所一時不停止等
- ・ 歩道通行時の通行方法違反 ・ 制動装置不良自転車運転 ・ 酒酔い運転
- ・ 安全運転義務違反 ・ 妨害運転

《2024. 11. 1から危険行為に追加》

- ・ 運転中の「ながらスマホ」
- ・ 酒気帯び運転及び幫助

以上